

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ

基金規程

（設置）

第1条 公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）に、ドリーム基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）

第2条 基金は、当法人における難病児とそこご家族の支援に資することを目的とする。

（事業）

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業に充てることとする。

（基金の構成）

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他理事会において受入れることを決定した財産をもって構成する。

（財産の受入れ）

第5条 基金に係る財産の受入審査及び受入決定は、理事会が行う。

（基金の支出方針）

第6条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、理事会において決定する。

（基金明細書）

第7条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、毎事業年度終了後3月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当法人の主たる事務所に保存することとする。

（受入財産の買換え）

第8条 受入財産の買換えは、寄附者が寄附財産の買換えを認めていない財産を除き、より効果的に事業を推進する必要が認められる場合、理事会の決定により、他の財産に買換えることができる。この場合、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買替資産は引き続き基金に組み入れて管理運用する。

(基金の管理運営)

第9条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については理事会において決定する。

(事業年度)

第10条 基金の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

(事務局)

第11条 基金に、基金の管理及び運用に関する事務の遂行のために、事務局を置く。

2 事務局の組織及び業務運営に関しては、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年6月22日から施行する。(令和7年度第1回理事会決議)